

「表紙共 13枚」

令和4年2月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年3月8日(火曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

2 月定例総会議事日程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第6号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件
 - 第7号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積（下限面積）について
 - 第8号 3月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について
 - 第2号 非農地判断の件
 - 第3号 日田市違反転用に対する対応について

7 その他

(1) 令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画（案）について

(2) 1月戸別訪問集計表について

(3) 3月現地調査

日 時 3月25日（金）午前9時～

※ 調査委員

(4) 3月調査委員会

日 時 3月30日（水）午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(5) 3月定例総会

日 時 4月8日（金）午後2時～

会 場 7階 大会議室

(6) 行事日程

3月22日（火）常設審議委員会（大分市）（会長）

(7) その他 ・「2月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「2月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますが、議事進行上、発言をされる場合は、挙手をして議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。相変わらずですね、コロナ禍がずっと蔓延しております。農業委員、そして、推進委員の方々も、十分注意して調査のほうをお願いしたいと思います。それから3月から4月にかけて、耕作しない農地等が各地区で出てくると思われれます。農業委員、推進委員の方々には、お忙しい中とは思いますが、耕作放棄地をこれ以上出さないためにも、各エリアにおきまして、今一度確認をお願いしたいと思います。それでは着座して議事進行してまいりたいと思います。</p> <p>それでは、会議規則第17条により議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、議事録署名委員は、7番の森克男委員、17番の原田文利委員をお願いしたいと思います。</p>

<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>続きまして、議案訂正でございます。事務局、お願いいたします。</p> <p>事務局からでございます。議案訂正が1件ございますので、ご説明いたします。</p> <p>議案書の24ページをお開きください。議案第4号のところでございます。農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、利用権の分の54番のところ、ご覧になってください。天瀬町五馬市〇の分ですね、農地売買等事業に伴う所有権移転の分ですが、所有権の移転の時期ですけれども、令和4年3月31日と記載されていると思います。ここを、令和4年3月25日に訂正をお願いします。3月31日という表示されているところを3月25日、議案書を作る段階では3月31日の予定だったのですけれども、農業公社の都合によって、3月25日に変更されておりますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、3番、横田秀喜委員、5番、左原三枝子委員、14番、中島浩司委員の3名の方でございました。調査委員長は、中島浩司委員でございます。</p> <p>それでは、中島委員、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (中島浩司)</p>	<p>皆さん、こんにちは。今月の調査委員長の中島です。2月22日に横田委員、左原委員、私、3名と、事務局3名、計6名で現地を見てまいりました。本日は慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは私のほうから、農地法3条の申請分について説明いたします。まず議案1ページからです。今月3条の申請、7件上がっております。</p> <p>まず7番から、天瀬町合田〇ほか全部で4筆、譲渡人が石井町2丁目の〇さん、体調不良のため譲り渡したいということで、譲受人が銭淵町の〇さん、譲り受けて新規就農したいということです。場所は旧丸山小学校を裏手にしばらく上がったところになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちら、南側の一筆の字図と、こちら、北側の三筆の字図です。現在の状況はこのようになっております。こちらが南側の一筆、こちらが北側の三筆の状況になります。</p> <p>続きまして、8番、小山〇で、譲渡人が千葉市の〇さん、遠方に居住しており管理ができないため譲り渡したいということで、この近所にお住まいで、今、現にこの農地を借りて耕作している〇さんが譲り受けて耕作を続けたいということです。場所は、小山町公民館がある集落の少し北側になります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図で、現在の状況は、このようになっております。こちらは棚田になっておりまして、こちらと下にもこの2枚の田んぼ、これで一筆という形になります。</p> <p>2ページに行きまして、9番、鶴河内〇と〇で、譲渡人が、由布市の〇さん、遠方に居住しているため譲り渡したいということで、大阪府にお住まいの〇さんが移住して農業を始めたいということです。この案件は前回の総会で、空き家バンクの制度を使った別段面積の特例の指定を受けているものです。場所は、大鶴の中心部から皿山に向かう県道の途中を北側に入った鰯の集落のところにあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>続きまして、10番、小迫〇、譲渡人が小迫町にお住まいの〇さん、高齢のため譲り渡したいということで、この農地を借りて耕作していた〇さんが買い受けたいということで上がってきています。場所は、〇の正面にあります。譲受人の経営する〇、こちらはライスセンターの業務なども行っているようですが、こちらもすぐ近くにあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現在の状況です。</p> <p>次に3ページに行きまして、11番、前津江町赤石〇と〇で、譲渡人が赤石の〇さん、体調不良のため譲り渡したいということで、同じく赤石の〇さんが譲り受けて規模拡大したいということです。場所は赤石の集落から</p>
-----------------------	--

<p>調査委員 (中島浩司)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>西側に少し入って行ったところになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現在の状況です。</p> <p>続いて12番、高瀬○で、譲渡人が北友田1丁目にお住まいの○さん、管理ができないため譲り渡したいということで、このご近所にお住まいの○さんが譲り受けて規模拡大したいということです。場所は南部町の奥のほう、前津江との境の近くになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっています。</p> <p>最後に4ページの13番、大山町東大山○です。譲渡人が大山町の○さん、管理ができないために譲り渡したいということで、このご近所にお住まいの○さんが譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、道の駅おおやまの川を挟んで反対側、中間の集落の一角にあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>3条の申請は以上7件になります。ここで現地調査にご同行いただいた中島委員にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>3条7件なんですけど、7番の譲受人がですね、○さん、大変若いのでちょっと心配したんですけど、彼氏とお母さんと、やる気を持ってみたいなので、他の件につきましても、私たちの見たところ、問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございます。では次にチェックシートのご説明をいたします。お手元の資料No.1をご覧ください。3条については今月は1ページから2ページにかけてです。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目についても問題ないことを確認しております。事務局からの説明は以上です。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきます。</p> <p>よろしいですか。なかったらですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは議案5ページ、議案第2号、農地法第5条の計画変更についてです。今月は1件申請がありました。これまでに転用許可を受けた土地以外の農地も使う事業計画になったための申請です。</p> <p>番号1、変更前は、大字三和〇ほか7筆の計8筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積が合計で、1,486.87㎡です。転用者は、日田市城町1丁目の〇さんです。この8筆、1,486.87㎡を使い、〇さんが役員を務める、〇さんへ貸す資材置場とする計画で、議案書にありますとおり、既に許可を得ております。次に、議案書下半分の変更後のところですが、隣接農地を利用することで、より有効活用できる、また、土地所有者との話がまとまったことにより、大字三和〇を含めた3筆895㎡を加えたいという変更の申請がなされております。これにより合計で2,381.87㎡を使うという計画に変わっております。今回加わる3筆の転用許可そのものの可否については、次の議案第3号でご審議いただきますので、既に許可を得た内容の変更を認めるかをご審議いただければと思います。場所のご説明です。〇さんがございまして、赤く丸をしているところでございます。航空写</p>

<p>調査委員 (中島浩司)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>真で見るとこのようになっております。赤く囲んでいるところが新たに加わる場所、その北側、黄色いところが、既に許可を得ている場所です。許可の日付などは画面に出ております。画面または議案書のほうにございますとおりの内容となっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。黄色いところは既に工事されておりますが、許可を得ていますので、そこは問題ございません。こちらの土地、縦に3筆並んでおりますが、こちらを加えたいという内容でございます。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>私たちが見た限り、問題ないと思います。</p> <p>ありがとうございました。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。これは前回出てきた分でございますので、議案第2号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件でございます。ご承認いただけましょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、6ページです。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、8件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
---	--

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>では、議案6ページ、議案第3号、農地法第5条についてです。今月は8件の申請がありました。</p> <p>番号7、天瀬町馬原〇で、地目は台帳が田、現況が山林、面積が998㎡の第2種農地です。譲渡人は大分市の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。申請地を譲り受け、資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。場所が県道戸畑日田線を天瀬方面に進みまして、道沿いの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況はこのような様子になっております。</p> <p>続いて、番号8、大字小迫〇、地目は台帳、現況ともに畑で、面積が17㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市小迫町の〇さんで、譲受人は日田市小迫町の〇さんです。申請地を譲り受け駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所が、日田三隈高校から下って行った、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。この赤いところです。こちらが字図です。現況の写真です。こちらの左側のお宅が譲受人の方のご自宅で、赤く囲んでいるところが申請地です。ここを、その左の部分と高さを合わせて、駐車場として使いたいという内容でございます。</p> <p>続いて、番号9です。大字高瀬〇、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が80㎡の第1種農地です。貸人は、日田市高瀬本町の〇さんで、借人は、日田市高瀬本町の〇さんです。農業用や林業用の道具などを入れる倉庫と駐車場として利用したいとのことでの申請です。第1種農地ですが、資料No.1の15ページ目にありますとおり、既存施設の拡張として不許可の例外に当てはまるものです。場所は近くには高瀬小学校がございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらでわかるかと思いますが、元々はほとんど四角の田んぼだったのを、今回の申請に合わせて必要な分を分筆されたということで伺っております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。</p> <p>続いて、番号10、大字小迫〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積が97㎡の第1種農地です。譲渡人は日田市朝日町の〇さんで、譲受人は日田市中釣町の〇さんです。申請地を譲り受け、隣接する宅地とあわせて、一般住宅として利用したいとのことでの申請です。こちらも第1種農地ですが、先ほどと同じ資料の15ページ目にありますとおり、いわゆる集落接続に当てはまるとして、不許可の例外に当てはまるものです。場所は、朝日小学校の近くにある赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。黄色の部分は既に宅地です。そこと赤の部分、今回の申請地、この二つを合わせて住宅を建てるという計画です。こちらが字図</p>
------------------------	---

です。こちらが現況の写真、ここからそのまま右を向くと、このようになっております。既に宅地となっている部分の周りにある土地です。

続いて、番号11、大字高瀬〇と〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が合計で989㎡の第2種農地です。賃貸人は日田市琴平町の〇さんで、借入人は日田市琴平町の〇さんです。申請地を借り受け、木材置場用地として利用したいとのことでの申請です。場所は、〇さんの工場だったり敷地だったりがあるところの隣接しているところですが、地図で見ると赤く丸をしているところですが、こちらが航空写真です。この黄色で書いているのが、既にこの黄色の土地の部分に、許可をきちんと得て、こういった木材置場が出来ていますので、次の次に現況の写真を見られた時、ちょっと混乱するかもしれないので、あえて書いております。既に建物があるすぐ隣の土地に、同じようなものを建てたいという内容でございます。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。先ほどの写真で見ると何もなかったけれども、許可を取っている所はもう既に許可内容どおりに木材置場になっておりまして、さらに広げるといようなイメージのものです。

続いて、番号12です。大字庄手〇、地目は台帳、現況ともに田で、面積が561㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市日ノ隈町の〇さんで、譲受人は日田市三本松2丁目の〇さんです。申請地を譲り受け、一般住宅、〇さんの住宅と、譲受人が役員を務める〇さんへの貸駐車場用地、9台分と伺っております、として利用したいとのことでの申請です。場所が、日隈公民館と〇さんのおよそ中間地点にある赤く丸をしているところですが、航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。写真の手前のほう、画面で言うと下のほうに家を建てて、奥のほうは事業用の駐車場ということの計画です。

続いて、番号13、大字渡里〇、地目は台帳、現況ともに畑で、面積が122㎡の第3種農地です。譲渡人は大分市の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんと〇さんです。申請地を譲り受け、隣接地と合わせて一般住宅として利用したいとのことでの申請です。場所が、〇さんの近くにある赤く丸をしているところですが、航空写真で見るとこのようになっております。赤く囲んでいる所が申請地です。この写真ですと、なぜか既に建物が建っているのですが、建物自体は記録を見ますと、平成30年にもう無くなっているということで、現況はこのような状態ではないです。黄色の囲んでいる部分、このあたりの宅地、ここは宅地になってます。そこも含めて家を建てるといような計画です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

<p>調査委員 (中島浩司)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続いて、番号14、こちらは先ほど議案第2号でご審議いただいた件ですが、大字三和〇ほか2筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積が合計で895㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市財津町の〇さん、譲受人は日田市財津町の〇さんです。申請地を譲り受け、隣接地と合わせて資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。ご覧いただくスライドのほうは先ほどと同じものです。〇さんのすぐ近くの赤く丸をしているところが申請地で、航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>私たちが見た限りでは問題ないと思われます。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料No.1の3ページから6ページまでが5条の内容になっております。このうち、3ページにございます。番号9と番号10の分、立地基準のところが該当するになっております。これは第1種農地であるためでございますが、先ほど個別の案件の中でご説明いたしましたとおおり、不許可の例外、つまり許可できる条件に当てはまると考えておりますので、他のも含めまして許可できるのではと考えております。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるようにですね、問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。ありませんか。</p> <p>それではですね、なければこの件につきまして別紙チェックシートのとおおり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか、ご賛同いただく方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>ここで、調査委員長さん、今月の議案の説明はこれで終わりです。何か一言。</p>
<p>調査委員 (中島浩司)</p>	<p>スムーズな審議ありがとうございました。当日、2月22日はですね、後で知ったんですけど、2022年2月22日ということで、同じ番号が、6つ並ぶというめでたい日だったそうです。情報によると、約800年ぶりに、同じ数字が6個以上並ぶという日だったそうです。次はですね、約600年後にまた、同じ数字が6つ並ぶ日が来るそうです。そういうめでたい日でした。ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、10ページですね、前回の保留分でございます。農地法第5条の規定による許可申請の件、継続審議分でございます。事務局のほう、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>議案10ページでございます。前回の継続審議分です。まず内容といたしましては、番号は変わらず2番です。大字田島〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積が254㎡の第3種農地で、〇さんが譲り受け、駐車場および資材置場用地として利用したいとの申請でございました。前回の総会后、譲受人から全権委任を受けた行政書士さんと会長と事務局でお話をいたしました。その際、譲受人から陳述書をいただいておりますが、内容といたしましては、日田玖珠地域で〇さんが営んでいる事業についてのご説明や、その中で清掃業をされておりますが、これについては店舗がなく、必要な用品の保管場所や従業員の方の駐車場がないことなどの現状と、それを踏まえての申請理由や、申請地が日田の名所、〇に隣接していること、また、それを損なうことがないように置こうとしている倉庫や、その大きさ、色に配慮したものを選んでいること、今後も景観を保つことをお約束いたします、という内容で書面をいただいております。また、完成予想図をこれからご覧いただこうと思いますが、これが私たちが先月現地調査の時に撮った写真です。利用計画図とすればこのようになっております。茶色いところが今回の申請地です。画面の上側に市道が通っている所です。そこでこの辺に桜があるイメージです。この白い</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>四角、これが置こうとされている倉庫、物置でございます。書かれているサイズが2.2m×1.4m程度の物ということでございます。この図をさらにわかりやすくということで作っていただいたのが、現地の写真に落とし込んだものですが、なかなか画面の都合もあって見にくいかと思うんですが、ここに実際あります。ちょっと動かしてみます。こうやって拡大してみると、グレーの物がここにご覧いただけます。位置など覚えていただいて引いて見ると、こういったふうに角度を変えてみますと、ここにあります。こういった物を想定されているということで伺っております。農地法上の条件を満たしておると考えておりますが、前回の総会後はこのようなやりとりをさせていただいたところでございます。</p> <p>ありがとうございます。この前回分ですね、保留させていただいた分でございますが、○の近くでございます。ちょっと慎重に審議したほうが良かろうということで、保留にさせていただきました。農地法的にはですね、前回の時も問題なかったんですが、桜を見に来る見物客の方がかなり多いのでですね、すぐには決断しておりません。この件に関しまして何かご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なければですね、この件に関しまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第3号の許可申請の件、継続審議分ですね、原案どおり決定いたしました。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして、11ページ、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規10件、再設定14件、新規解除条件付2件、所有権移転1件、中間管理事業一括方式4件、解約3件、中間管理事業解約2件でございます。ただいまよりご審議をお願いしたいと思います。この中に議事参与の方がおられますので退出をお願いいたしたいと思います。先にですね、議事参与の分を見ていきたいと思ひます。○番、○委員、○番、○委員、○番、○委員、○番、○委員の4名の方は退出をお願いいたします。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、退席)</p> <p>それでは、○委員は○ページ、No.○です。○委員が○ページのNo.○、○委員が○ページのNo.○、○委員が○ページのNo.○でございます。この4名の方に関しまして何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>許可といたします。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、着席)</p> <p>それでは、残りの件につきまして、皆さん方、委員の方々のエリアにおいてご確認をお願いしたいと思います。問題があれば、挙手してご発言をお願いしたいと思います。ありませんか。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>なければ、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号および基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったら、ご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第5号、30ページです。現況証明書、非農地証明書の発行について、2件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> <p>では、議案30ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は2件申請がありました。</p> <p>まず最初に、番号9、大字三和〇で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が701㎡です。申請人は、東京都の〇さんです。申請理由は、平成6年3月30日にカラオケボックス用地として農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可証を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。〇さんがありまして、〇さんが現在建っている土地が、今回の申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、当時、許可としてはカラオケボックス用地として出していますが、許可の後、カラオケボックス用地として、実際、転用されていることが確認できていますので、要件を満たしていることとなります。</p> <p>続きまして、番号10、大字友田〇で、地目は台帳が田、現況は原野で、面積が393㎡です。申請人は日田市北友田2丁目の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに〇さんと星隈公園がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航</p>
---	--

<p>推進委員 (諫山文彦)</p> <p>推進委員 (木藪一敏)</p> <p>事務局 (河野宏知)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、現在は雑草や雑木が生育しているような状態となっております。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうかと思えます。</p> <p>農地委員の諫山です。9番の件ですけど、農地法の許可申請どおり転用されておりますので、問題ないと思います。</p> <p>木藪です。10番の友田の件ですが、今、写真を見ていただければわかりますけれども、4年前でしたかね、花月川の氾濫です。大水で浸かった所なんですね。で、もう現況復旧はまず難しいであろう。現状も筆界未定のような状態で、ちょっと行きましたけど、どこか境も何もちょっとわからないような状態です。ですから、もうこれはしょうがないと言ったら言い方はおかしいですけども、問題ないと思います。</p> <p>ありがとうございました。私からは、以上です。</p> <p>ありがとうございます。30ページ、議案第5号でございます。2件でございます。何かこれに対してご質問等ございますか。</p> <p>それでは、現況証明、非農地証明書を発行してよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。発行いたします。</p>
---	--

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>続きまして、31ページ、議案第6号、別段面積1a等の適用指定申請の件、1件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> <p>では、別段面積の適用指定申請について、農地法3条の許可をするにあたり、25aの耕作面積の例外として、空き家バンクに登録してある場合、これに付随する農地について、耕作面積に関係なく、3条の申請ができる例外の申請ですが、こちらが今月1件上がっております。</p> <p>議案集が31ページをお願いします。番号が2番、大字日高〇と〇で、申請者は福岡県にお住まいの〇さんです。場所は、国道386号から天領大橋の下の交差点を上って少し行ったところ、〇のすぐ向かいになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況は、このようになっております。</p> <p>別段面積の適用指定の申請、以上1件です。適用指定の目安については、資料No.1の最後のページに載せております。</p> <p>現地の状況につきましては、地区の推進委員である福井委員に立ち会っていただきまして、問題ない旨を確認しております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第6号、別段面積1a等の適用指定申請の件、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは承認いたします。</p> <p>32ページ、議案第7号、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく、別段面積、下限面積について、事務局のほうより説明をお願いいたします。</p>

事務局
(櫻木悠輔)

では、別段面積の設定について、こちらは、毎年度、3月の開催の総会で議決をいただきまして、1年間、面積の運用をしていくわけですが、事務局からの提案です。

議案第7号の1番、農地法施行規則第17条1項適用分、この25aの面積については、来年度も、現行のまま、25aでいきたいと考えております。理由は二つ、まずこちらはですね、理由のところ、最新の農林業センサスから見た数値において、約4割の農家が経営面積25a未満の農家であることが確認できるため、ということですが、今年度、5年に1回開かれる農林業センサスの結果が出ることもありまして、各市町村で結果の分析を行っていたのですが、現状ですね、最新の2020年のセンサスでは、経営面積ごとに細分化された農家世帯のデータがないという事態が今起こっておりまして、県内で1市を除いて、この改正ができていないという状況になっております。ちょっと、現状では、もうどこも改正できていないところになっております。そこで、最新のデータはこの2015年のものを使うしかないということになります。であれば、そのセンサスの結果が使えないのなら、他の方法でどうにかならないかなということで、参考までに、事務局が持っている農家台帳のデータベースを元に分析をしてみました。こちらが資料のNo.2のですね、2ページ、3ページなんですけれども、3ページがちょっと古いですけど2015年の農林業センサスから見た数値で、2ページが今回、新たに分析をした台帳を元にしたものなんですけれども、ちょっと見比べてみると、農地台帳とセンサスの結果、かなり大きい差が出ています。これは調査の手法の違いですね、農林業センサスというのは、農地をお持ちの方全員に送っているわけではないので、こういった差が出るのかなというふうには思っております。ただ、台帳を元にした分析であったとしても、2ページの下の方、ちょっと太枠で囲っておりますが、概ね要件を満たすであろう分布、2aから25aまでの経営面積がある方というのが、44.7%、この算定であれば、現状どおり25aというのを維持できるというものです。ということで、結論としてはですね、ほとんどの市町村が採用している農林業センサスの結果が見えないため、一応、他市と足並みをそろえて改正しないようにするというところが主な理由ですが、台帳の結果を参考にしても据置が妥当と思われる数字が出ておりますので、こういった形で、来年度も25aの運用でいこうというふうに考えております。

<p>議長 (石井照久)</p> <p>17番 (原田文利)</p>	<p>あとは、議案の7号、32ページに戻りまして、2番ですね、規則の17条第2項の適用分、これは通常の別段面積以外に何か特例を定めることができるというものなのですが、こちらについては、先ほどの議案でもありましたが、空き家バンクに登録されているものに付随した農地について、1a等、現在は実際には面積の要件がない運用をしております。この点についても空き家バンクに登録した売主が、売却できずに農地だけ残ってしまうことによる耕作放棄地の増加を防ぐためという観点から、引き続き適用したいというふうに考えております。全国的な状況を見ても、むしろこの運用している市町村はさらに増えている、県内でもほとんどの市町村が、同様の運用をしているというところですので、こちらについても、来年度、同じような運用ということで考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。日田市農業委員会事務局のほうとしてはですね、25aということでございますが、よろしいでしょうか。それでは、原田委員どうぞ。</p> <p>17番、原田ですけど、この案件については25aということで問題ないと思うんですけども、先日の農業新聞では、下限面積の撤廃とかいう情報も出てたんですけども、今後、この面積を、また法が今年は上程される予定ですから、県の農業会議と連携しながら検討していかれると思うんですけども、農家台帳と比較すると逆に今集積を進めて、経営面積は逆に増えていくような状況じゃないかなと思うんですけども、そういった問題もありますから、いろんなデータとか情報を探りながら、いずれにしても今後下限面積の撤廃とか少し下げていく方向で検討していただいたいなど、法が出来た後ですね、じゃないと、もう本当に、もう3反、1反5畝以上、自作していくというのはもうなかなかですね、農地を自分の農地を守るでも、なかなか難しいような状況ですので、何とか、耕作面積、荒廃面積を減らす方法を考えるならば、少しずつ面積を加減していただいたいなどいうことを、要望としてちょっと意見として申し上げておきます。</p>
--	---

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ありがとうございます。そうですね、別段面積の件に関してはそういった報道があったことは承知していますし、市の農業振興課では、新規参入を進める観点からしても、別段面積を下げられたらいいという要望を受けております。実際には、数値の上では、農地の集積、集約というのは進んでおりますので、1世帯あたりの経営面積というのは増え続けている傾向はあるんですけども、やはり、そこを見直しというのであれば、この農地法の施行規則、ここが変わればというところではあります。そういう動きもあるようなので事務局としても引き続き注視はしていこうと思っております。また、情報がありましたら提供しようと思っております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、日田市農業委員会といたしましては、下限面積25aでよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。日田市農業委員会は25aといたします。</p> <p>続きまして、33ページ、議案第8号、3月調査委員の選任につきまして、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、11番、河津裕治委員、15番、美野英俊委員、16番、伊藤明美委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。</p>

報告第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について
報告第2号 非農地判断の件
報告第3号 日田市違反転用に対する対応について

7番、その他

- (1) 令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画（案）について
- (2) 1月戸別訪問集計表について
- (3) 3月現地調査
日 時 3月25日（火）午前9時～
※ 調査委員
- (4) 3月調査委員会
日 時 3月30日（水）午前9時～
※ 会長、副会長、調査委員
- (5) 3月定例総会
日 時 4月8日（金）午後2時～
会 場 7階 大会議室
- (6) 行事日程
3月22日（火）常設審議委員会（大分市）

(7) その他 ・「2月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「2月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年4月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 7 番

署 名 委 員 1 7 番